

年 月 日

殿

法人の名称  
清算人の氏名

残余財産引渡見込届出書

年 月 日付けで解散した(法人の名称)について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第233条第1項の期間が経過したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第2項の規定により、残余財産の引渡しの見込みについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資産の状況及び回収の見込み
- 2 債務の状況(基金の返還に係るものを含む)
- 3 残余財産の見込み額
- 4 残余財産の引渡しを受ける法人又は国若しくは地方公共団体  
(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 残余財産の引渡しの見込みに変更があったときも、遅滞なく、この届出書により届けること。ただし、変更箇所の変更前及び変更後の記載の違いを明らかにすること。